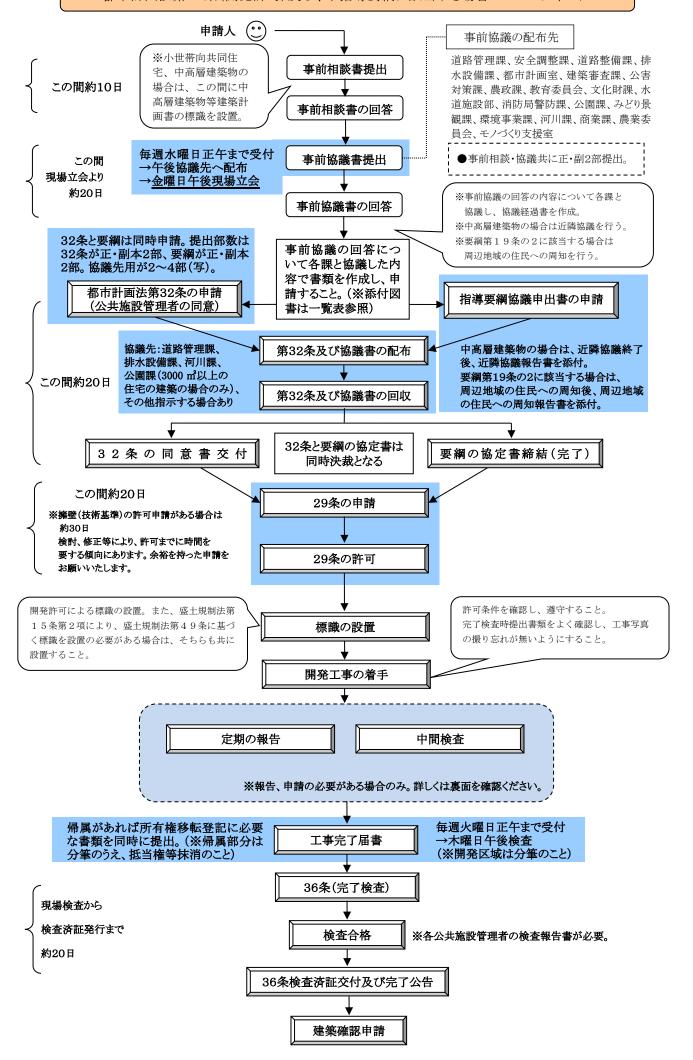
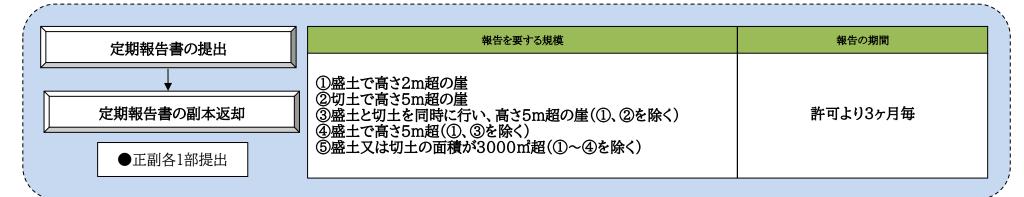
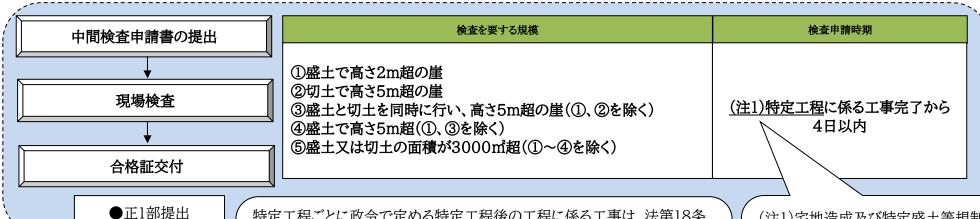
## 都市計画法第29条(開発許可)及び、市指導要綱に該当する場合のフローチャート



●定期の報告(宅地造成及び特定盛土等規制法第19条)



●中間検査(宅地造成及び特定盛土等規制法第18条)



検査日は当課と協議の上決定し、 申請については検査日の2日前 までに提出すること。 特定工程ごとに政令で定める特定工程後の工程に係る工事は、法第18条第2項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

中間検査の結果により、是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査をし、中間検査合格証の交付を受けた後に次の施工工程に進むこととなる。

(注1)宅地造成及び特定盛土等規制法施行令24条1項)法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土した後地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。